第2回神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議代表者会議 議事録

日時:令和7年6月12日(木)17:00~19:00

場所:神奈川県庁本庁舎3階大会議場

(事務局)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第2回神奈川県困難な問題を抱える女性 等支援調整会議代表者会議を開催いたします。私は共生推進本部室室長代理の鈴木と申し ます。本日の事務局を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。本日は飯島委 員、高橋委員、岡本委員の3名がオンラインで参加いただいております。また、神奈川県医 師会の古井委員は所用によりご欠席されています。冒頭、黒岩知事から挨拶をさせていただ きます。挨拶後、知事は公務のため退席させていただきます。また、本日は首藤副知事にご 参加いただいております。首藤副知事も公務のため、途中で退席をさせさせていただく予定 となっております。

なお、本日の会議では、川崎市内で発生したストーカー被害事件の個別事案に関する議論 は行いません。この件については、現在、神奈川県警が事例の対応に関する検証チームを立 ち上げており、事実確認を進めているところです。

本日の会議は、ストーカーDV被害者支援に当たっての警察と行政の連携強化や、県の支援の仕組みの広報の充実、現在被害を受けている方に対して被害者の目線に立ってどういったことができるのか、どういったことが課題なのか、関係機関の皆様と意見交換をさせていただくとなっております。それでは湯澤会長、進行をお願いいたします。

(湯澤会長)

湯澤でございます。本日は急きょご参集いただきまして本当にありがとうございます。本日は多様な分野の皆様が参加されており、大変心強く思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。それでは議事に先立ちまして会議の公開・非公開について、事務局の方から、説明をお願いします。

(事務局)

会議及び会議録の公開についてですが、県の審議会等に関する要綱におきまして、原則公開とされております。しかし、会議を公開することにより当該審議会の公正または円滑な運営に著しい支障を生じるおそれがある時には非公開とすることができます。

本日予定している議事については、議事2「被害者支援の連携体制、必要な施策について」を議論するにあたり、被害者への支援に関する秘匿情報に言及することが想定され、公開することで、被害者の安全確保に支障が生じるおそれ及び委員間での率直な意見交換に支障が生じるおそれがありますので、議事2は非公開とすべきと考えます。そこで議事1の広報については公開の場で議論することとし、議事2の被害者支援の連携体制の課題等については、非公開の場で議論したいと考えます。湯澤会長いかがでしょうか。

(湯澤会長)

今のご説明につきご意見、ご質問などはございますか。

それでは本会議については、開会から議事1を公開とし、議事2からは非公開とすること といたします。それでは傍聴希望者がいる場合には傍聴を認めることとします。

(事務局)

現時点で傍聴希望されている方は、傍聴者3名、報道関係者3名いらっしゃいます。なお 会議開始後に、傍聴の申し込みがあった場合には傍聴を認める扱いとします。

それでは先ほどお認めいただきましたので、傍聴者と報道関係者に入室いただきます。

~傍聴者、報道関係者入室~

(事務局)

傍聴者の皆様と報道関係者の皆様にご案内いたします。本日の会議は、お手元の次第、議事1までは公開としますが、議事2については、被害者への支援に関する秘匿情報に言及することが想定され、公開することで、被害者の安全確保に支障が生じるおそれがあるため、非公開として審議します。議事の途中で退席をお願いいたしますので、あらかじめご了承願います。

また、報道関係者にお願いします。写真等の撮影は、冒頭の知事挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは知事が到着されましたので、湯澤会長進行をお願いします。

(湯澤会長)

本日は黒岩知事にご出席をいただいております。それでは知事よりご挨拶をお願いできますでしょうか。

(黒岩知事)

本日は、困難な問題を抱える女性等支援調整会議委員の皆様には、急な開催調整にも関わらず多くの皆様にご参加いただきありがとうございます。この川崎市の事件について、今回、最悪の結果を迎えてしまったということで、私も大変重く受けとめておりまして、こうしたことが繰り返されることないよう、しっかり対応したいと考えております。現在この事件の一連の対応については、県警では検証チームを立ち上げ、事実関係の確認や検証作業が進められているところであります。

県は日頃より、ストーカー被害や、配偶者や交際相手からのDV被害を含む困難を抱える 女性からの相談を受け付けているほか、心身の安全を守るための一時保護を行っておりま す。今回の事案に関するご相談は残念ながら県では受けておりませんでした。

そこで今、ストーカー被害やDV被害に遭われている方々へ、相談支援の仕組みをお知らせするとともに、被害者目線に立ちどのようなことができるのか、どういったことが課題なのか、皆さんと考えていきたいと思いまして、先週6日に緊急のシンポジウムを開催いたしました。シンポジウムでは本日も委員としてご参加いただいております、女性支援に見識の

ある野口弁護士や民間支援団体の菊池さんのほか、加害者への医療に関わる医師、警察の対応に見識のある元警視庁刑事の方にご登壇いただきまして、ストーカー被害防止について、意見交換を行うとともに、参加いただいた県民の方から、今抱える悩みについても、ご意見やご相談をいただきました。

様々な意見が出る中で、支援にあたっての警察と行政の連携強化や、県の支援の仕組みについての広報の充実等はもちろんのこと、当事者目線に立って、どこに相談をしても、ワンストップで支援に繋いでいけるようなモデルが必要なのではないかと実感しました。

本日は、女性支援、DV被害者支援に関わる多くの関係者にご参加いただいておりまして、シンポジウムでのこうした意見も踏まえて、さらに議論を深めていただき、当事者目線に立った支援に必要な連携や施策についてご議論いただきたいと考えております。ぜひ、忌憚のないご意見をよろしくお願いします。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。知事はこのあと公務がありますので、ここで退出させていただきます。

(湯澤会長)

本日の議事の進め方についてですが、最初に報告事項及び議事1を事務局から説明をしていただき、その後議事1について意見交換を行わせていただきます。その後、議事2については、非公開で意見交換を行います。それでは事務局から報告事項の説明をお願いします。 ~事務局から資料1に基づき説明~

(湯澤会長)

ありがとうございました。それでは報告事項について、質問などはありますでしょうか。 説明の中でシンポジウムの感想の報告がございましたが、もしよろしければご登壇された 野口委員いかがでしたか。シンポジウムについて補足などがあればお願いします。

(弁護士 野口委員)

シンポジウムでは行政機関がどのような支援をしているのかわかりやすくまとめていただいたと思います。ストーカー被害にあった方はなかなか行政機関に相談しようということに思い至らないのではないかと思います。多くはまず警察への相談ということになるかと思いますが、今回のシンポジウムでは行政機関がどのような支援をしてくれるのか、どういった流れで支援が進んでいくかということを非常にわかりやすく説明していいただいたので、このシンポジウムが被害者の方の参考になればいいなと思いました。

(湯澤会長)

ありがとうございます。それでは議事に移ります。議事 1「女性等支援に関わる周知広報」 ということで、事務局から説明をお願いいたします。

~事務局から資料2に基づき説明~

(湯澤会長)

ありがとうございました。この会議は、多様な分野の識者あるいは機関の立場からご参画

いただいておりますので、効果的な周知広報を打ち出せるように、皆様の専門分野からご提 案や協力ができるなどご意見を賜れればと思います。

(神奈川労働局 中島委員)

いつもお世話になっております。神奈川労働局の中島でございます。神奈川労働局は県内のハローワークで職業相談、職業紹介、雇用保険等、雇用の部分を担っている機関です。広報に係る検討事項というところで、関係機関との協力広報という点になるかと思いますが、窓口での配架、ポスターの掲示等は協力できると思います。また、ハローワークには様々な求職者の方がいらっしゃいますので、そういう方からこのような相談があった場合には、相談窓口をご案内するということもできるんじゃないかなと思います。ぜひ様々な資料などをご提供いただければと思います。

(湯澤会長)

ありがとうございます。ハローワークは県内にまんべんなくありますし、就労の関係で相談したいというときには必ず訪れる機関ですので、ぜひ連携していただきたいと思います。

(女性自立支援施設 中田委員)

神奈川県女性自立支援施設の中田と申します。よろしくお願いいたします。広報についてですが、先ほど事務局から説明があったように、現在いろいろな形で広報はすでにされているので、情報ツールはあると思います。例えばそれを一次的な広報だと考えたときに、二次的な広報として、例えば一度相談をした方が自分の思うような回答が得られず、相談が一旦中断してしまったような場合に、次の相談先に相談できるような仕組みができるといいのかなと思いました。一度相談をしたときに、こういった相談先もあるという情報を、その相談者に情報をお渡しするというようなことを、どの相談機関もやるというような仕組みといいましょうか、共通のやり方を、全体でやっていくのはいかがでしょうか。例えば警察に相談して、なかなか思うように動いていただけなかった、という場面が仮にあった場合に、他に女性支援相談があるということで、情報をそこで伝えていれば、警察ではない他の相談窓口につながる気持ちになる可能性もあると思います。

広報を段階的にやるということ。一次的には広く周知する、そして相談機関に相談に行ったときに二次的な広報をするというように、次のステップに移れるような、何かやり方を考えるのも一つかなと思います。

(湯澤会長)

ありがとうございます。一般的に広く周知していくということと、一旦繋がったときに、 そこからさらに周知できる媒体を用意しておくというご提案でした。今の件で何かござい ましたらまた後ほどお願いいたします。

先ほど、黒岩知事より「ワンストップの仕組みが必要である」とのご提案がありましたが、 その中には、いかに効果的な広報を取り入れていくかという視点も含まれていたかと思い ます。この点も含めて、ほかにご意見がございましたらお願いしたいところですが、その前 に少し、私の方からも発言させていただければと思います。 私は大学に勤務しており、日頃から若い方々と接する機会が多くあります。その中で、ストーカー被害に関する相談を受けることもあり、身近な存在として相談しやすい関係性を築くことの重要性を実感しております。そのような経験から、学生と一緒に自治体の相談窓口がどのようになっているかを調べることがあります。県のホームページや広報媒体も拝見しましたが、たとえば「ストーカー被害」で検索した際、警察に相談するよう促す案内はあるものの、「ストーカー」というキーワードから直ちに具体的な相談窓口にたどり着くことは難しい印象を受けました。

「困難を抱える女性」や「DV」といったキーワードを入り口にしてたどり着くことも可能かもしれませんが、「配偶者暴力」という表現が使われている場合、配偶関係にない被害者は対象外と感じてしまうおそれがあります。そのため、どのような言葉を用いて情報を発信するかは、今後の検討課題ではないかと思います。

また、「ストーカー」に関しては、「まず警察に相談を」と広報するだけでなく、「安心して警察に相談できる」というメッセージを強く打ち出していくことも重要だと考えます。事前アンケートにもありましたように、「女性警察官が対応します」など、具体的な受け止めの体制が伝わるような情報発信があると、さらによいのではないでしょうか。

つまり、単に「警察で相談できます」という表現にとどまらず、もう一工夫ある広報が求め られるのではないかと感じました。

以上、関連してご意見のある方は、ぜひご発言いただければと思います。前回も、会の終盤にかけて活発なご意見をいただきましたので、今回も徐々に議論が深まっていくものと期待しております。それでは、栗原委員、いかがでしょうか。

(栗原委員)

私は普段の活動の中で、チャイルドラインという世界的にやっている子供の声をフリーダイヤルの電話で聞く団体や、こども若者シェルターを運営しているNPO法人などに関わりを持っています。

よこはまチャイルドラインでは、神奈川県内で毎年 60 万枚ほど名刺大の電話カードを、小・中・高に学校教育担当課を通して配らせていただいています。カードを配った直後は、比較的に子供たちが電話をくれる件数が増えます。ただ、こども若者シェルターを運営しているところでも、年間4万枚ほど電話相談カードを配っていますが、なかなか電話相談に繋がっていきません。対象は、下は中学生ぐらいから電話をくれるお子さんたちもいいますけれども、児童相談所で相談を受けるのが17歳までなので、18、19歳あたりが中心で、虐待などでシェルターを利用したいとか、居場所がないけどどうしようとかという悩みを抱えた若者たちが電話をくださいますが、なかなか「電話」では繋がりにくいというのが私どもの悩みではあります。どうしたらいいかというところで、最近インスタグラムを始めてみましたが、なかなかそれでも繋がってはいきませんが、興味を持ってくださる方は少しずつ出てきているかなというところであります。

先ほど資料の中で、20 代、30 代というのはSNSの広報の方がいいという回答が 100% ぐらいでしたが、相談機関につながっていく年代によって、広報の仕方、種類をいろいろ用意していく必要があるのかなということを現実として感じています。

(湯澤会長)

ありがとうございました。電話をかけるということで少し構えが必要な年代もいるので、 様々な媒体を用意していくということでした。

電話カードを作っているとのことでしたが費用などはどうされていますでしょうか。

(栗原委員)

こども若者シェルターの運営自体は、児童福祉法によって公的な支援を受けています。よこはまチャイルドラインはボランティア中心のNPO法人ですので、会員の会費の他、自治体の補助金や企業の賛助金のようなもので運用しておりますが、今のところ厳しい状況にはあります。

(湯澤会長)

ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。ご提案や改善できることなどありますでしょうか。

(共生推進本部室 石井委員)

人権男女共同参画担当課長の石井でございます。先ほど、湯澤先生からもありましたが、 広報を伝えていくときに、配偶者暴力と言ってもなかなかDVやストーカーの被害を受け ていらっしゃる方、困っていらっしゃる方へは伝わりにくいというお話を頂戴しました。

我々も今回のタイミングで、いままでの相談窓口でストーカーの悩みを抱えている方も どうぞといったような広報が足りていなかった、我々の認識としても、女性支援法の中にス トーカー被害を受けられている方も含むことを、言葉では理解していたつもりではありま したが、実際のところで広報を含めてまだまだ認識が足りていなかったと非常に反省して おります。伝える言葉、困っている方に伝わるような広報ということで考えていきたいと思 っております。

もう一つ、机上にお配りさせていただきました広報パンフレットの中に、小さなカードがございます。昨年度末にできあがりました、「一人で悩み傷つかないで」という漫画を活用した若い方向けの相談周知広報媒体となります。こちら6万枚作りまして、高校、大学、ネットカフェ、ハローワークさんにもご協力いただきましてお配りさせていただきました。

この相談窓口も、先ほど栗原委員からも、なかなか若い方は電話につながらないと話がありましたが、SNSを使った相談窓口も増やし始めておりまして、特にDVにつきましては、かながわDV相談LINEを令和元年度から行っており、ご相談は3,000 件を超えるような形で推移しております。配偶者暴力相談支援センターのご相談は電話もしくは面接とさせていただいておりますが、もう一つのツールとしてご活用いただいていると考えております。若い方にもLINE相談をご利用いただいておりますが、年代を見ますと50代くらいの方のご利用もあり、だんだんSNSを利用される方の年齢も動いているのかなと考え

ているところでございます。以上でございます。

(湯澤会長)

ありがとうございました。相談カードをご紹介いただきました。神奈川県で「DV 相談 LINE」ということで始められており、貴重な取り組みを担っていただいていると思いますので、ご活用いただければと思います。

私も他の自治体で、何かストーカーに関わるような広報があるか調べてみました。調査はまだ十分ではありませんが、兵庫県警ではチラシに QR コードを添えて、「ストーカー・DV 相談電話」というような形で広報を行っていました。ここでは「ストーカー」という言葉を先に出している点が特徴的で、広報の方法として一つの工夫だと感じました。

ストーカーと DV は繋がっていることも多く、切り離せない側面はありますが、あえて県警では「ストーカー」というワードを先に出すなど、工夫をしているのではないかと思います。こうした点からも、広報にはさまざまな工夫の余地があるのだと改めて感じました。

情報提供も含めてありがとうございました。そのほか、政令市の皆様から何かございました。 たらいかがでしょうか。

(川崎市 南端委員)

児童虐待死亡事例、特に今まで行政に繋がらないで自宅出産してそのまま亡くなってしまった事案などを取り上げている中で、児童福祉審議会の委員から、相談に繋がらないというところではDVも共通していますが、受動的であっても自然と情報が入ってくる仕組みというのは重要ではないかというご意見をいただきます。私たちが行っているものは情報を取りにいかないと得られないものばかりですが、日常生活の中で自然とDVの相談窓口を目にするなど環境づくりが非常に重要で、なかなかそういう取組は団体や市町村だけでは難しいため、広域で、できれば国が取り組んでいただけるとすごくいいなとは思いますが、神奈川県でこうしたみなさまと連携しながら、県全体でそうした取組をできるといいのではと感じています。

(湯澤会長)

貴重な視点をありがとうございました。情報を自ら取りに行かなくても、自動的に目に入ってくるような工夫が必要であるという点については、事前アンケートの中でも、「駅構内で何か情報が流れていれば自然と目に入るのではないか」といったご意見がありました。今のお話を伺いながら、私自身も、東アジア諸国に行った際、駅構内に立っているだけでも、

「DV などの相談ができます」といった情報が目に入ってきたことを思い出しました。

また、コンビニエンスストアに関するご提案もありました。コンビニは、誰もが日常的に利用しやすい場所であり、以前、子どもの貧困対策が取り組まれた際には、大阪方面で、若者の関心を引くために、魚のタイのキャラクターを活用し、「〇〇しタイ」といったコピーとイラストを並べて広報を展開する事例がありました。

どこに行けば目に入るかという観点からの環境整備は非常に重要であり、貴重なご指摘 をいただいたものと受け止めております。それでは、相模原市さんからはいかがでしょうか。

(相模原市 大谷委員)

相模原市です。まさに今、川崎市さんがおっしゃられた生活圏の中に情報を置くということは非常に大切だと思っております。やはり被害者の方、本当に被害に困っている方は、情報取りに行くかもしれませんが、先ほどお話あったように支配構造の中でまだ気づけていない、そういった被害者の方の生活圏の中、例えば本市では、トイレにカードを置いたり、配架したりしますが、なかなか公共施設に来る機会は少ないですから、商業施設やいわゆる生活圏にそういったQRコードを入れたカード等を置き、そこで被害に気づくということも大切なのかなと、少し感想めいたことではございますけれどお話しさせていただきました。

(湯澤会長)

ありがとうございました。生活圏の中でというご提案でございました。横浜市さんはいかがでしょうか。

(横浜市 足立委員)

今の若者に対してどのような形で情報を届けていくのか、横浜市でも相談の実績を見ると特に若者からの相談が少ないという傾向があります。そうしたときに、SNS、インターネットを活用した広報も必要かと思いますし、高校生や中学生に対し、教育機関とも連携しながら、デートDVやストーカーに関する周知・啓発に取り組む必要があると感じております。

(湯澤会長)

教育機関との連携をいかに図っていくかというご指摘をいただきました。

現在、学校現場で相談カードの配布を実施している地域もありますが、事前アンケートの中には、「義務教育の段階で、情報発信や教育の機会を設けられないか」といった意見も寄せられていました。たとえば韓国や台湾では、義務教育課程において性暴力や DV に関する教育を行うことが法制化されています。一方、日本では、義務教育においてこれらの内容を必ず教えることは、現時点では法的に義務づけられていません。そのため、今後、こうした取り組みが制度的にも進められていくことが望ましいと考えます。貴重なご指摘をありがとうございました。

助産所の取組ということで、広報を提示してほしいという意見もありましたけれども、ご 発言をお願いすることは可能でしょうか。

(神奈川県助産師会 岡本委員)

助産所は皆さんご承知のとおり、分娩の方がいらっしゃいますともちろん当直の助産師がおりますし、いつでも女性の味方といいますか、そういうふうに対応が可能でございますので、ぜひ活用していただければと思いまして記載させていただきました。

(湯澤会長)

24 時間 365 日対応できるということですね。なかなか皆さん知らないかもしれません。 出産だけの相談でなくてもよろしいということでしょうか。そのあたりを少し教えていた だけますか。

(県助産師会 岡本委員)

ありがとうございます。私たち助産師は、生む前から生んだ後もそうですが、思春期の子供たち様々なところに対応しておりますので、女性たちのことを一緒に考えていけたらいいなと思っています。神奈川県下には24ヶ所、助産所があります。私たちが協力できることがあれば、お役に立てたらいいなと思っています。すでに県から性被害や予期せぬ妊娠の電話相談も受けています。若年の妊娠の相談も多いです。いろいろなことを踏まえて対応していますので、私達も活用でき、また活用させていただければと思っています。

(湯澤会長)

ありがとうございました。24か所あるのですね、貴重な情報をありがとうございました。

(県健康増進課 長澤委員)

健康増進課長澤と申します。よろしくお願いいたします。今、助産師会からお話がありましたが、健康増進課では母子保健の担当をしています。県では「妊娠SOSかながわ」を開設し、助産師会にご協力いただきながら、予期しない妊娠や出産をされた方の悩みや不安を軽減するための相談窓口を設けています。

先ほど生活圏でどうやってアピールするかの話がありました。周知カードを学校や高校生に配るのはもちろんなのですが、ドラッグストア等に送付するときに、レジなどに置いてもらうのではなく、例えば妊娠検査薬のところに置いてもらうとか、ただ配るだけではなく、相談者が気にするところ、場所を指定して置いてもらう広報を考えております。そういうやり方もあると思います。

(湯澤会長)

重要なご指摘でした。ありがとうございます。ドラッグストアの特定のコーナー、相談者の困っているところに目を配って広報をされているということは非常に重要なことだと思います。妊娠SOSも全国的なネットワークで取り組まれていると思いますので、ぜひこのような情報提供をお願いします。

(県弁護士会 野口委員)

毎年6月の男女共同参画週間に合わせて全国の弁護士会で女性の権利に関する相談を実施しています。神奈川県弁護士会でも毎年、23日に相談を実施しています。

電話相談ではDV事件や、ストーカー事件にもひるむことなく取り組んでいる弁護士が相談をお受けしております。以前、テレビや新聞で取り上げていただいたときは、たくさん電話相談をいただきましたが、最近ではあまり電話がなく、弁護士会としても広報をどうしたらいいかと頭を悩ませています。電話代はご負担いただくことになりますが、無料相談です。6月23日の午前10時から午後3時まで、電話で受け付けておりますので、もしご相談が必要な方がいらっしゃれば、ご紹介いただければと思います。

(湯澤会長)

情報提供ありがとうございました。チラシが入っておりますので、ぜひご活用ください。

それでは、時間が参りましたので、まだまだ伺いたいことがございますけれども、報告事項 と議事 1 の意見交換はここまでにしたいと思います。

(事務局)

報告事項と議事1についてご審議いただき、ありがとうございました。ここで事務局より 傍聴者の皆様及び報道関係者の皆様にご案内いたします。先ほどご説明したとおり、議事2 については、被害者への支援に関する秘匿情報に言及することが想定され、公開することで、 被害者の安全確保に支障が生じるおそれ及び委員間での率直な意見交換に支障が生じるお それがあるため、非公開で議論をさせていただきたいと思います。大変恐縮ではございます が、傍聴者の皆様及び報道関係者の皆様は、ここでご退席をいただきたく、よろしくお願い いたします。

=傍聴者及び報道関係者退出=

=非公開部分 ここから=

非公開審議のため議事録非公開

=非公開部分 ここまで=

(栗原委員)

提案を一つさせていただきます。女性支援の柱である女性相談支援センター、女性自立支援施設、民間支援団体、それぞれ代表の方はこの会議に参加しているのですが、もう1つの柱である女性相談支援員の代表はこの会議に参加できないのでしょうか。被害者と支援機関、行政機関の間で、一番の前線で活躍されている、ご苦労されているという立場で肌感覚の課題みたいなのを持ってらっしゃると思います。女性相談支援員は、今日出席している機関にも所属されていると思うのですが、それとは別に1人代表の方をメンバーとしてお考えいただけるとありがたいなと思っています。いかがでしょうか。

(山本共生担当局長)

女性相談支援員の代表の方は、確かに代表者会議のメンバーにはなっておりませんが、重要なことだと思いますので、入っていただく方向で進めたいと思います。

(湯澤会長)

貴重なご意見ありがとうございました。よろしいでしょうか。

本日は緊急にお集まりいただいた中でも、多くのご意見いただきましてありがとうございました。アンケート拝見させていただいて、この中にも貴重なさまざまなご提案があると受け止めました。本日話題となった警察と基礎自治体の女性相談支援員等との連携についても、地域差が大きいと思いますので、できれば県内の基礎自治体にアンケート調査等を実施して、よりよい取組みができることを期待します。

事前アンケートには、命を守るために急務な取組だったということが書いてありました。 本日、知事もお越しになりましたけれども、川崎の事件を受けて、「事件で終わらせない」 という意識をもつことが重要だと思います。この事件が県内で発生したことを契機に、それを乗り越えて、神奈川県がモデル自治体になるという覚悟が私たちにも求められていると思うところです。栗原委員からも発言がありましたけれども、基礎自治体の女性相談支援員の方々も、自分自身の身の安全を守ると言うことが本当に大変な状況です。実名を出すことができず、また役所の窓口という性質上、いつ、どのような事案が持ち込まれるか予測が難しい状況にあります。そのような中で、危険手当も支給されていないという現状があります。このような点を踏まえると、相談員の安全確保をどのように図っていくかという課題についても、今後検討が必要であると考えます。

また、これは県域全体で取り組んでいくべき課題であると考えますが、秘匿性のある緊急 一時保護施設と秘匿性のない緊急一時保護施設の双方を、公的に整備していく必要がある という意見が、女性支援事業の現場から寄せられています。この点について、どの自治体が モデル的に先行して取り組めるかという点も、重要な視点かと思います。本日ご提示いただ いた資料の中にもありましたように、一時保護の対象要件として「ストーカー被害者」が明 記されました。そうした中で、従来の一時保護の仕組みでは対応に限界があるというのが、 現場における率直な実感ではないでしょうか。こうした現状を踏まえ、今後、知事をはじめ 県としてどのように検討を進めていかれるのかが、非常に重要になってくると思います。

さらに、県庁や市町村の役所において、「ストーカー被害者の支援はここで対応しています」といったことが、より明確に分かるような体制を整えることができないかと感じています。現状では、調べてみても警察以外の相談窓口がなかなか見つけにくいというのが実感です。

例えば足立区では、子どもの貧困対策に取り組む際に、「子どもの貧困対策課」という課 を組織として新たに設置しました。このような名称の課は全国的にも非常に珍しいもので すが、庁内にそのような名称の部署を設けることで、「子どもの貧困」が重要な課題である という意識が共有され、問題の輪郭がより明確になった側面があると思います。今回の議論 を通じて、今後どのように「ストーカー被害」という問題を可視化していくのか、その方法 についても、ぜひ検討していきたいと考えております。

それでは、閉会にあたりまして、山本担当局長の方からお願いいたします。

(県山本共生担当局長)

皆様遅くまで長時間にわたりまして、ありがとうございました。今湯澤会長にまとめていただいた通りでございます。私ども県としてしっかりと受け止めます。事件を受けてシンンポジウムを急遽開催しまして、具体的にどうしていくかということを議論するためこの支援調整会議を開催させていただきました。

これで終わりではなく、いま被害に合われている方、不安な方、悩んでいる方そういった 方に対して、具体的に支援をしていくにはどうすればいいか。そのための仕組みや、システム、情報共有の方法、わかりやすく広報、発信していく方法、本当に課題は山積です。先ほ ど女性相談支援が支援調整会議に入っていないとう話もありました。そこのところも入っ ていただくような形でやっていきたいと思います。

この会議も、今後、どのぐらいの頻度でやらしていただくのか、また部会もありますので 部会の開催、また個別に委員の皆様にご相談させていただくこともあるかと思います。しっ かりと前に進めていきたいと思います。本日はありがとうございました。

(鈴木代理)

本日は皆様より貴重なご意見ありがとうございました。

次回の会議の日程は、現時点での日程ですが、別途事務局の方から提供し、報告をさせて いただきたいと思っております。事務局からは以上です。

(湯澤会長)

それでは、それでは終了したいと思います。ありがとうございました。

以上